



3月15日～4月12日

2018年3月 No.152

ポルトガル語版

広報いわた 3月号 (日本語訳)

総住民数 170,276人  
ブラジル人 4,199人  
2018年1月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

### 子ども英会話教室

英語に親しみ、外国の文化に触れましょう！

- ▶と き：5月12日(土)からの毎週土曜日  
午後1時～午後4時のうち50分  
(夏・冬休みを除く全36回)
- ▶と ころ：ふれあい交流センター
- ▶対 象：小学生
- ▶定 員：先着120人(1クラス20人)
- ▶参加費：2,000円(全回分)
- ▶申込：4月22日(日)受付：午前8時30分  
から、午前9時から説明会、直接ふれ  
あい交流センターへ

問い合わせ先：ふれあい交流センター  
Tel：0538-32-5028 Fax：0538-34-2613

### いわた国際ナショナルフォーラム2018



2018年2月11日(日)  
にフォーラムを開催し  
ました

ワールドステージの  
様子



### いわた大祭り遠州大名行列 出演者(パフォーマー)を募集

4月28日(土)に開催するいわた大祭りへの出演者(パフォーマー)を募集します。※雨天の場合は翌29日(祝)に延期。

- ▶対 象：まちおこし、地域事業に興味があり、個人またはグループでのパフォーマンスを披露したい方
- ▶内 容：見付本通りで午前11時30分～午後3時30分の間に30分くらいの出演
- ▶申 込：電話でいわた大祭り実行委員会事務局・松本(☎37-3792)へ。申込多数の場合は抽選
- ▶その他：詳しくは説明会(4月上旬予定)にて説明します。

問い合わせ先：商工観光課 Tel：0538-37-4819 Fax：0538-37-5013

### 就職や転勤などにより住所を異動される方へ

『引っ越したら、住民票を移しましょう』

3月25日(日)は、就職や転勤などにより住所を異動される方のために、転入・転出に係る窓口業務を市役所本庁舎1階で行います。

なお、iプラザ、西庁舎、各支所は開庁しませんのでご注意ください。

- ▶時 間：午前8時30分～正午
- ▶受付業務：転入・転出に伴う次の手続き(海外から転入、住基カード・マイナンバーカードを利用した手続など行えない手続もあります)
  - 市民課 住民異動届(転入・転出など)、印鑑登録(新規・廃止・亡失)、小・中学校の転校通知書の発行、介護保険の手続き、児童手当・子ども医療費受給者証の手続き、障害者手帳などの手続き、住民票の写し・戸籍謄抄本・印鑑登録証明書の発行
  - 国保年金課 国民健康保険の手続き、後期高齢者医療保険の手続き
  - 市税課 所得証明書・所得課税等証明書・市県民税課税証明書の交付
- ▶そ の 他：文化振興センターでは、土・日曜日、祝日に住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、所得証明書などの交付をしています。

問い合わせ先：総務課 Tel：0538-37-4803(当日は37-2111) Fax：0538-37-4829  
文化振興センター Tel：0538-35-6861 Fax：0538-35-4310

## 磐田卓球場・磐田アーチェリー場の開館時間や施設使用料について

平成30年4月1日から磐田卓球場・磐田アーチェリー場が開場します。開場時間や休場日、施設使用料についてお知らせします。

**施設について** 所在地：磐田市見付4075-1（かぶと塚公園内：磐田かぶと塚公園テニスコート跡地）

**開館時間・休場日について** 開館時間：8時30分～21時30分 休場日：毎月第2火曜日

**【卓球場】施設使用料について**

① 団体使用 予約方法：磐田市公共施設予約システムでの予約、磐田市総合体育館（電話：0538-32-4236）へ電話、窓口予約

区分	8:30～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30
施設使用料 全面（12台）	4,090円	4,670円	4,090円
2/3面（8台）	2,730円	3,120円	2,730円
半面（6台）	2,050円	2,340円	2,050円

② 個人使用 予約方法：当日窓口で申し込み

区分	8:30～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30
施設使用料 一般 1人	300円	300円	300円
高等学校生徒以下 1人	150円	150円	150円

※団体使用の予約があり使用できない場合があります。

**【アーチェリー場】施設使用料について** 使用方法：当日窓口で申し込み

※一部の曜日・時間に限り、弓道遠的競技の専用となる場合があります。

区分	8:30～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30
磐田アーチェリー場 1人	100円	100円	150円

問い合わせ先：スポーツ振興課 Tel：0538-37-4832 Fax：0538-37-5034

## 平成30年度軽自動車税の減免申請

▶内 容：身体障害者手帳、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）、戦傷病者手帳を平成30年4月1日現在お持ちの方のために使用する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免が受けられます。

▶申請期間：4月2日（月）～5月24日（木）

▶申請場所：市税課（本庁舎1階）、各支所市民福祉グループ

▶対 象：①障害のある方が所有する車（身体に障害のある方が18歳未満の場合や知的・精神に障害のある方の場合は生計同一の方が所有する車を含む）で、障害のある方や生計同一の方、常時介護する方が運転する車  
②身体に障害のある方のための専用構造車両

▶持 ち 物：対象となる手帳（複数の手帳をお持ちの場合は全ての手帳）、運転する方の運転免許証（コピー可）、車検証（コピー可）、はんこ、マイナンバーカードまたは通知カード  
※常時介護をする方が運転する場合は、常時介護に関する証明書

▶そ の 他：障害の内容や等級により対象者や該当条件が異なります。また、普通自動車税の減免や障害者タクシー券との併用はできません。詳しくは下記にお問い合わせください。  
なお、29年度に減免を受け、現在もその車を所有する方には、3月末に申請書を郵送します。

問い合わせ先：市税課 Tel：0538-37-3767 Fax：0538-33-7715

☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。

登録手順は、こちらをご覧ください <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/port/guia/hotline.html>

◆問い合わせ：地域づくり応援課 Tel：0538-37-4811 / Fax：0538-32-2353



## ひとり親家庭の皆さんへ

平成30年4月から、ひとり親家庭の皆さまに関わる制度の受付窓口を子育て支援課（iプラザ3階）に集約させていただきます。

## ▶受付窓口が変更となる制度

○児童扶養手当 ○母子家庭等医療費助成制度 ○ひとり親家庭子育てサポート事業

## ▶変更の内容

○上記制度の手続きは、平成30年3月末をもって支所ではできなくなり、子育て支援課（iプラザ3階）のみでの受付となります。

各制度の受給資格者の皆さまには、変更の詳細を平成30年3月上旬に通知していますのでご確認ください。

問い合わせ先：子育て支援課（iプラザ） Tel：0538-37-4896 Fax：0538-37-4631

## 障害者タクシー利用料金助成券を発行

## ▶受付開始日：4月2日（月）

## ▶申請場所：福祉課（iプラザ3階）、各支所市民生活課市民福祉グループ

※市役所本庁舎では手続きできません



▶対象：市内在住・在宅で、1～3級の身体障害者手帳、療育手帳、1・2級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、特別児童扶養手当1級対象の方、または障害児福祉手当受給の方 ※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は助成を受けられません

▶内容：600円の助成券を年間48枚発行（1乗車の支払金額が1,200円以上の場合は2枚まで利用可能）

▶持ち物：対象となる手帳または受給者証、認印

問い合わせ先：福祉課（iプラザ） Tel：0538-37-4919 Fax：0538-36-1635

## 毎年4月2日は、国連の定めた「世界自閉症啓発デー」です

## ▶自閉症を知っていますか

発達障害の代表的なものとして「自閉症」が挙げられます。自閉症は、「常に自分の殻に閉じこもっている状態」と考えられたり、「親の育て方が原因」と思われたりすることがありますが、これは正しくありません。

自閉症の方は、脳の発達の仕方の違いから「他の人の気持ちや感情を理解すること」「言葉を適切に使うこと」「新しいことを学習すること」などが苦手です。このため、真面目に取り組んでいても誤解されることがあります。しかし、例えばその人が理解している言葉を使うことや、写真や絵などを添えて説明すること、抽象的な表現を避けて、どうすればよいのか具体的に教えることで理解しやすくなります。

## ▶「世界自閉症啓発デー」とは

国連では、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と定め、日本でも4月2日から8日を「発達障害啓発週間」とし、シンポジウムの開催やランドマークのブルーライトアップ等を通じて、自閉症をはじめとする発達障害について、広く啓発活動に取り組んでいます。

## ▶青（ブルー）で伝える

「青」は癒しや希望などを表す色です。世界自閉症啓発デー日本実行委員会は、青を自閉症や発達障害を理解していただくためのシンボルカラーとして使用しています。

## ▶発達障害を理解しましょう

自閉症をはじめとする発達障害について知って理解することは、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながっていきます。みなさんのご理解とご支援をお願いします。



問い合わせ先：発達支援室（iプラザ3階） Tel：0538-37-4853 Fax：0538-37-4631



## 平成30年度組織について

人と本を介し、相談・子育て支援・市民交流・学びの支援などを総合的に提供するための施設を運営する課として、こども部に「ひと・ほんの庭 にこっと」を設置します。

☎ 0538-36-1711 Fax: 0538-36-1713 （磐田市上新屋304）

問い合わせ先：総務課 Tel: 0538-37-4803 Fax: 0538-37-4829

## 狂犬病の予防注射を受けさせましょう

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は年に1回、狂犬病の予防注射を受けさせることが義務付けられており、4月～6月が接種の推奨期間となっています。3月に届く案内ハガキに記載されている集合注射の会場か、かかりつけの動物病院のいずれかで、狂犬病の予防注射を接種し、注射済票の交付を受けてください。

▶費用：1頭あたり3,400円（注射代金2,850円、注射済票代金550円）

※新たに犬の登録をする場合は、別途登録料3,000円がかかります。

▶持ち物：愛犬手帳、案内ハガキ（市に登録のある方）、フンの処理道具

▶その他：・必ずリードを着け、注射時に犬を制御できる方が連れて来てください。

・犬の状態を確認することがありますので、日本語が分かる方を同伴してください。

・首輪に鑑札と注射済票（平成29年度分）をつけて来てください。

・飼い犬が死亡した場合は、環境課へ届け出てください。



問い合わせ先：環境課 Tel: 0538-37-2702 Fax: 0538-37-5565

## 夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。

◆ところ：磐田市急患センター（上大之郷51）Tel: 0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎日
診療時間	9:00~12:00 ・ 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

## 4月の休日救急歯科診療

◆診療時間/9:00~12:00

1(日)	鈴木歯科医院		磐田市中泉 2982-1	0538-35-1234
8(日)	はやし歯科クリニック		袋井市旭町 2-4-38	0538-44-1182
15(日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科		磐田市大久保 512-3	0538-38-5000
22(日)	のだ歯科医院		磐田市中泉 3-9-1	0538-33-6000

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。

確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 Tel: 0538-37-0124 へ。

## 地域連携小児休日診療

担当医師：増井博行

◆とき：4月22日(日) 10:00~12:00

◆ところ：磐田市立総合病院（大久保512-3）Tel: 0538-38-5000



発行：磐田市役所 地域づくり応援課 地域支援グループ Tel: 0538-37-4811

広報広聴・シティプロモーション課 Tel: 0538-37-4827 〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます：<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>）

広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：[chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp](mailto:chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp)